

(研 究)

図書館における著作権の問題について —公共図書館を中心として—

白 井 亨

(京都大学大学院経済学研究科助手)

I はじめに

現代の社会は生涯学習社会といわれている。生涯学習社会は学校教育を終了した人々がさらに継続的に学習行為を進めていく社会である。図書館はこれらの学習者に学習素材を提供する社会教育施設のひとつであり、その役割はこれまで以上に重要性を増している。学習者の教育要求を満たすために図書館は主に図書館資料を提供している。しかし、情報技術の進展により図書館の存在自体が変容しつつあり、さまざまな問題がいわれてきている。本稿ではその問題のひとつとして図書館における著作権について取り上げたい。

図書館における著作権の問題は、従来図書館資料の複製に関わる事項が中心であったが、最近では複製以外の事項もクローズアップされつつある。図書館は、著作者のもつ権利を制限して利用させているという面を持っている。著作者の有する権利とその権利制限の間で図書館がどのような役割を果たすのかが問題となるであろう。

ここでは生涯学習社会といわれる中で最も学習者がアクセスしやすい図書館である、公共図書館を取り上げ、そこでの著作権の問題を中心として考察を進めたい。著作者が有する著作権を制限することによって著作物の利用を可能としている図書館は、権利強化がより強まっている現在の流れの中で、今後著作権に対してどのような対応をとるべきだろうか。公共図書館は誰でも利用することができる図書館であり、著作権の権利が強化されることによって利用者に対して何らかの制限が加えられることはあってはならないだろう。しかし、その

可能性が生じることもありうるのではないだろうか。

本稿では、まず、第Ⅱ節でこれまでの図書館における著作権について複写を中心としてまとめ、第Ⅲ節で図書館における現在おこりつつある著作権の問題についてまとめる。最後に第Ⅳ節でまとめを行いたい。

Ⅱ 図書館における著作権

1 著作権について

図書館は情報技術の急速な発展やネットワーク化の進展によりその存在自体が変容しつつあるといわれているが、著作権も著作物の多様化などにより変化が起きている。近年では著作権の保護強化を目的とした法改正が毎年のように行われている。ここでは著作権について簡単にまとめてみよう。

著作権 (copyright) は知的財産権 (Intellectual Property Right) の法体系のひとつである。2003 年に知的財産基本法が施行されたことからわかるように、現在日本では知的財産が重要視されており、知的財産権政策が重要な政策の位置づけをとっている。知的財産権とは無体財産権ともいわれるが、形を有さないものを保護の対象としており、特許や商標権などの産業財産権 (工業所有権) と著作権が中心である。前者の産業財産権が産業や工業の育成などを目的としているのに対し、著作権は思想や感情を創作的に表現したものを保護の目的としている。著作権法において著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したもの」(第 2 条) であり、文芸、学術、美術、音楽に属するものを対象としている。すなわち人間の知的活動を表現したものが著作物であり、単なるデータや事実、思想や感情などは著作物に含まれない。この著作物を創作したものが著作者であり、著作物に対して排他的な権利を有している。なお日本の現行法では、著作権は一般的に著作者の生存中及び死後 50 年までが保護期間となっており、著作者の死後 50 年を経過した著作物については自由に利用することが可能となっている。

著作者は、著作者の人格的利益を守るための著作者人格権 (公表権

など)と、著作物に対する財産的な利益を守るための著作財産権(複製権など)を有している。しかし著作権者の権利を強化しすぎると、他の人がその著作物を利用する際にさまざまな制限が加えられることになり、公正な利用ができなくなる可能性があるため、著作権法の目的のひとつである文化の発展が阻害されてしまう。そのため著作権者の経済的な利益に損害を与えない程度で著作権を制限することが認められている。著作権法では、第30条から第50条で著作権の制限について規定されており、私的使用のための複製(30条)や引用(32条)、教科書用図書等への複製(33条)など多数の条項が存在している。これらの制限事項によって公正な利用が図られる。後節で述べるように図書館における著作物の複製は、この著作権の制限事項にあたる。

2 「これからの図書館像」と著作権

公共図書館の最近の動きに触れておくと、文部科学省により「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が2001年7月に施行されている。2006年3月には、この基準を受けて、文部科学省によって設けられた「これからの図書館の在り方検討協力会議」が「これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして―」という提言をまとめている¹⁾。この提言では、基準施行後の社会や制度の変化などに伴って現れた新たな課題に対して、公共図書館を運営するために必要な視点や方策が示されている。この提言の中で図書館における著作権について、「著作権制度の理解と配慮」の項目として触れられている²⁾。その内容は、図書館が著作権制度への十分な知識をもつことが必要であり、そのため図書館職員に対する著作権制度の研修の機会の確保が求められている。さらに、利用者に対しては、情報リテラシーの一環として図書館における著作権の権利制限や基本的な知識の普及を図ることが望ましい、とされている。

1) これからの図書館のあり方検討協力者会議『これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして―(報告)』2006年3月。全文は以下のページに掲載されている。
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701/009.pdf

2) 同上報告書、26ページ。

3 図書館における著作物の複製

著作権法では著作者のもつ権利の制限について規定されている。著作者の経済的な不利益を蒙らない程度に公共性の目的のために設けられているものである。

図書館における著作権の問題のひとつとして重要なのが図書館資料の複製である。著作物を無断で複製することは著作者の複製権を侵害することになり、複製する場合は本来著作権者の許諾が必要となる。しかし無制限に複製権が認められているわけではない。これは著作権の制限事項のひとつであり、図書館以外では私的利用のための著作物の複製（30条）などが認められている。

図書館との関連では、著作権法第31条において、著作権の制限事項として図書館等の施設における複製について規定されている³⁾。ここでいわれている図書館とは政令の定める図書館であり、国立国会図書館や公共図書館、大学図書館などがこれに含まれており、学校図書館や企業の図書館などはこれには該当しない。なおこの政令とは著作権法施行令第1条の3を指し、図書館資料の複製が認められる図書館等の施設が示されている。図書館等の施設での複製行為は営利を目的としない事業として位置づけられており、これにより図書館は利益を得ることはできない。図書館での複写に伴う光熱費などのさまざまな費用を考慮し設定されているため、コンビニエンスストアなどのコピーサービスよりも高くならざるを得ない。複製できる対象は図書館等の所蔵する資料となっている。

3) (図書館等における複製)

第31条 図書、記録その他の資料を講習の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令の定めるもの（以下の条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下のこの条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究のように供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を1人につき1部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

図書館で認められている複製は、利用者に対する複写サービス、資料保存のための複製、他館への提供のための複製、の三点である⁴⁾。

第一の利用者に対する複写サービスは、図書館において日常的に行われているサービスのひとつであり、図書館内で利用者が図書館資料を複写するときに適用される事項である。利用者の求めに応じて、利用者が調査や研究の目的のために、著作物の一部分を一部だけ複製することができる。この一部分とは著作物の半分までと解されている。なお発行後相当期間経過した定期刊行物については、個々の記事や論文などの全文を複写することが可能となっている。図書館において複写機が設置されて利用者は必要な資料を複写することができるが、かつては図書館職員が資料の複写をしなくてはならないと考えられていることもあった。しかし現在では複写のための申請書を提出して、図書館がそれを確認して利用者本人がコピーできるようになっている図書館も多くなっている。また、これまで図書館間の相互貸借による資料を借受館で複写することが不可能であった。利用者が複写を希望する場合、いったん資料を返却して貸出館にもう一度複写申込をしなくてはならず、煩雑な手続きが必要であり、利用者の理解を得ることが難しかった。これは、複写の対象がその図書館の所蔵する資料のみとされているためである。しかし図書館団体と権利者団体との間でガイドラインの策定が進められ、2006年1月に「図書館協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」が取りまとめられ、借受館での資料の複写が可能となった⁵⁾。

第二の資料保存のための複製とは、保存スペースの関係で図書館資料をマイクロフィルムなどに複製縮小したり、劣化や欠損・汚損した資料を他の媒体に複製したりすることができるようになっていることである。このように複製への媒体は紙媒体だけではなく、マイクロフィルムや電子記録媒体でも可能である。なお、上記の理由には当てはまらない閲覧用のためだけに著作物を複製することは、著作権者の利益に反することなので、複製することは著作権法上問題であり不可

4) 日本図書館協会著作権委員会編『図書館サービスと著作権 改訂版』日本図書館協会、2003年、56ページ。

5) 「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン（資料）」『図書館雑誌』第100巻第1号、46－47ページ。

となっている。

第三の他の図書館のための複製とは、他の図書館が所蔵していない資料を絶版等の理由によって入手困難な場合、図書館の求めに応じて複製し提供することである。現在、複製した物を電子メールやファクシミリによって他館に送ることが認められていない。これは公衆送信権との関連で不可能となっているのだが、これらの方法で送ることができるように検討が行われている。

以上のように図書館における複製についてまとめた。図書館は複製に伴う著作権の問題を常に理解しておく必要がある。この事項は著作者の権利を制限することを意味する。つまり、図書館は著作者の有する権利を制限することにより、利用者は著作物を複製することが可能となるのである。

4 図書館における非印刷物の著作権

次に図書館における非印刷物の利用における著作権について取り上げる。図書館資料とは、図書館が収集し利用に供するものが対象となっているが、これにはさまざまな資料が含まれている。通常、図書、雑誌、新聞、パンフレットなどの印刷物が中心であるが、コンパクトディスクといった音楽資料やビデオなどの映像資料などもあり、多様な形態をとっている。

1) 映像資料、音楽資料の著作権

図書館資料には図書や雑誌などの印刷物だけではなく、映像資料や音楽資料などが含まれている。音楽資料の利用は、館内でCDなどを利用する場合に関係するのが著作権のうちの演奏権である。これらの資料の利用にあっては、非営利かつ無料の場合権利の制限が働くので公共図書館での利用が可能となる。また、映像資料も館内で利用場合には上映権が関わってくるが、音楽資料と同様に著作権の権利制限により利用可能である。

次に貸し出しについては、映像資料だけが特別に扱われることになる。まず音楽資料の場合には印刷物などの資料と同様の扱いであり貸出が可能となっている。映像資料の場合には著作権法第26条に規定されている頒布権が働くが、次の制限事項によって利用可能となる。

すなわち著作権法第38条5項により貸出可能となっているが、以下の条件を満たす必要がある。それは、著作権法施行令第2条の3（映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設）で規定される施設（国や地方公共団体設置の視聴覚施設や公共図書館など）で、非営利かつ無料であること、権利者に対して補償金を払うこと、により映像資料の貸出が可能となる。しかし、補償金額については、権利者団体との合意の取り決めがなされていないため個々に対応せざるを得ない状況にある。そのため著作権処理がされている映像資料のみが貸出の対象となっている。

2) デジタル著作物の著作権

また近年では電子記録媒体の著作物を図書館資料として所蔵することも増加している。このような電子記録媒体はCD-ROMなどの形態をとっているものが多い。この資料を利用する際にも当然著作権の問題が関わってくることになる。なお、これらの資料は、1)複製が容易である、2)複製による品質の劣化がない、3)改変が容易である、4)通常の利用による劣化が少ない、といった特徴を有している⁶⁾。この特徴によってこれまでの図書館資料とは利用の形態が異なる事が出てくると考えられる。

著作権法では、これらの資料の利用に特に制限はなく他の図書館資料と同じ扱いが可能である。なお、そのCD-ROMに動画情報が含まれていれば映像著作物であり、頒布権が働くことになるため、前述のように著作権処理済としなければ貸出は不可能となるが、それ以外であれば貸出は可能であろう。しかし果たして同様の扱いでいいのかは疑問が残る。すなわち、このような電子媒体の著作物は、上記の特質を持っているため、これまでの著作物の紙媒体への複製は、質として同じものが作成されるわけではなかったが、電子媒体であるCD-ROMとなるといくらかでも同じものが製作される可能性がある。つまり、複製技術が進歩しているためである。例えば閲覧利用のみとして、貸出をしないという方法があり、また、購入する際に出版者との契約事項として貸出を禁じ館内での利用のみを求められていることも

6) コンピュータソフトウェア著作権協会編『デジタル時代の著作権基礎講座 改訂第4版』コンピュータソフトウェア著作権協会、2003年、64ページ。

ある。つまり CD-ROM の利用は貸出を行うのではなく館内閲覧のみの利用としていることもある。具体的な方法としては、図書館内に情報端末専用の場所を設け館内だけで利用に供している館もある。印刷も他の著作物と同様に著作物の半分までが複製可能となるが、このような資料の場合、どこまでが著作物の半分に当たるかの判断は難しい。今後このような形態の図書館資料の増加が予想されるため、対策が必要となるだろう。

図書館は地域住民の情報拠点のひとつとして位置づけられている。そのため利用者のために外部へのネットワークにつながるための情報端末を置き、利用することができる公共図書館もある。このような利用のために、インターネットなどで公開されている資料などを図書館で扱うことが増加することが予想される。しかし、このような資料は従来の図書館資料に当てはまらない。図書館はこのような資料を複製するためには著作権者に対して許諾を得る必要がある。図書館団体から許諾を得ずに複製できるようにする法改正の要望が出されており現在検討が行われている⁷⁾。

5 図書館資料の電子化とその公開

次に公共図書館が自館の図書館資料を電子化し公開する際に問題となる著作権について触れておきたい。

公共図書館が自館の図書館資料をデジタル化し、インターネットなどにより公開することが多くなっている。デジタル図書館や電子図書館とも呼ばれるものである。その多くが著作権の保護期間が切れた図書館資料を中心にデジタル化し公開している。たとえば京都府立図書館のホームページ上では、京都府立総合資料館が所蔵している貴重書をデジタル化しデータベースとして公開している⁸⁾。このホームページでは同館が所蔵する古文書などが提供されており一般に利用できるようになっている。

このような古文書やすでに著作権が切れている著作物なら著作権法上の問題は発生しないが、著作権の保護期間にある著作物を電子化し

7) 日本図書館協会著作権委員会編、前掲書、138 ページ。

8) 貴重書データベース。http://www3.library.pref.kyoto.jp/index.html

公開しようとする場合には、当然著作権者の許諾が必要となる。すなわち著作権者にこの行為を無断で行うことは、著作権者の複製権や公衆送信権を侵害することになるからである。

Ⅲ 図書館における著作権の現在の課題

現在、知的財産を重要視する動きが大きくなっており、知的財産権政策が国の最重要政策に位置づけられ、知財立国の確立ということがいわれている。そのため権利の強化を図る方向に進んでいる。そのような動きの中で著作権もまた、権利の強化を目的とした改正が行われている。たとえばまだ決定してはいないが、権利強化の一例として以下で触れるように著作権保護期間の延長がある。権利強化にある現状の中で図書館は著作権をどう扱っていく必要があるのだろうか。図書館に関連した問題を中心にして述べてみたい。

1 図書館資料の貸出と著作権

図書館資料の貸出サービスは図書館で日常的に行われている業務である。ここでは貸出サービスにおいていかなる著作権の問題が関わっているのかを権利の強化という点から述べたい。

1) 貸与権について

公共図書館は無料で図書館資料を貸し出すことが原則となっている。貸出の際に著作権として関連するのが著作者の貸与権である。貸与権とは著作物の貸与を著作者に認めている権利であり、著作権法第26条の3において規定されており、映画を除く全ての著作物について適用されている。この権利はレンタルレコード店の増加によりレコード販売店や著作権者の利益の侵害を背景にして、1984年に盛り込まれた規定である。著作権法附則第4条の2により、貸与権は図書や雑誌に関しては当分の間適用されないとされてきたが、2004年の法改正によってこの附則条項が廃止された。すなわち、近年、レンタルブック店や漫画喫茶などの増加によって新刊書の販売が減少し、新刊書店や著作者の経済的利益が侵害されているとの意見が出されたため、この規定の廃止を求める動きが出たのである。それらを受けて文

化庁は2004年1月に「文化審議会著作権分科会報告書」⁹⁾において、従来の貸本業はそれほど著作権者の利益を侵害しているとはいえなかったが、レンタルブック店の場合はかなり権利者の経済的利益を侵害しているとの分析を行い、廃止の提言を行ったものである¹⁰⁾。

しかし、これによって公共図書館に対してはそれほど影響を与えないと考えられる。なぜなら著作権法第38条の4の規程により、映画を除く著作物は、非営利かつ無料の場合には、著作物の著作権者の許諾を得ずに貸与が認められているからである。公共図書館の原則である非営利・無料で利用できることに変わりはないであろう。問題となるのは、この原則に当てはまらない図書館であり、例えば営利を目的として運営されている図書館や、有料で運営している図書館に影響を及ぼすと考えられるが、ここでは触れない。

2) 公貸権について

図書館の運営により、著作者や出版社などの利益を損害していると著作者や出版社側から指摘されることがある。これは出版販売数の減少と図書館の蔵書冊数や貸出冊数の増加とに関連があるとされ、これにより著作者などの利益を損なわれているとされるものである。そこで、補償措置を伴った公貸権の導入が著作者や出版社などから提案が行われている。

公貸権とは、いくつかの国において導入されている方法であり、図書館が図書や雑誌を購入する際に著作物に著作者に対する補償金を上乘せする制度である。これによって、著作者に対して経済的な補償が行われることになる。しかし、指摘されているようにそもそも出版販売数の減少が図書館側に原因が本当にあるのかということに対しては必ずしも疑問が残り、検討する必要があるだろう。この公貸権の導入も著作者の権利強化の一例としてあげることができるだろう。しかし著作権制度の一環として扱われる例もあるが、それとは別の制度として行われている国も多い。

9) 文化審議会著作権分科会『文化審議会著作権分科会報告書』2004年1月14日。全文は、以下のページに掲載されている。http://www.next.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/04011402.htm

10) 同上報告書、4-9ページ。

公貸権が導入されれば公共図書館に大きな影響を与えることが予想される。例えば現在どこの地方自治体でも財政は悪化している状況にある。これが導入されれば図書館の財政的な負担がさらに増加し、必要な図書館資料の購入を減らさざるを得なくなることが予想され、図書館運営にも支障がきたす恐れが生じる。また図書館の原則である誰もが利用できるということへの影響があると考えられる。仮に公貸権を導入した場合、以上のことから問題であると考えられる。

3 著作権の保護期間の延長について

著作権法第 51 条において著作権の存続期間は、著作者の生存中及び死後 50 年までと規定されている。しかし外国を見るとアメリカでは 70 年と定められ、ヨーロッパでも EU 指令によって 70 年と定められているように、日本よりも著作権の存続期間が長い国が多い。そのため日本もそれに合わせようと、権利強化を図る目的でこれまでの保護期間を 50 年から 70 年にしようとする議論が盛んに行われている。

文部科学省では、著作権法改正に関してさまざまな意見を募っていたが、この点についても触れられている¹¹⁾。これに対して著作者や関連団体からは保護期間延長に賛成する意見が出されている。一方で著作権の保護期間が切れた著作物をインターネット上で公開している青空文庫のようなサイトを運営している側からは、保護期間の延長に対して反対する請願書が出されている¹²⁾。また「著作権保護期間の延長問題を考える国民会議」¹³⁾のように、早急に判断するのではなく、賛成や反対といった立場を超えて一体何が問題となっているのかを整理しようとする動きもある。

著作権の保護期間の延長に対する賛成意見として、日本文藝家協会等の 16 団体で作られた「著作権問題を考える創作団体協議会」の意

11) 国立国会図書館「著作権保護期間の延長問題に関する議論の動向」『カレントアウェアネス－E』E594 (No.98)、2007 年 1 月 17 日配信。http://www.dap.ndl.go.jp/ca/modules/cae/item.php?itemid=611

12) 青空文庫、http://aozora.gr.jp/shomei/

13) 「著作権保護期間の延長問題を考える国民会議」のウェブサイトは次の通り。http://thinkcopyright.org/

見書が公開されている¹⁴⁾。この意見書の中で、著作権の適切な保護によって創作者の意欲を高められることにより創作活動が行われること、保護期間を他国と同様の年数にすることにより国際的な調和が図られること、国の政策として挙げられている知財立国確立のため必要である、などの理由が述べられている。一方で、青空文庫の請願書では、現行の保護期間で創作活動の支援の水準が十分保たれ、また、期間がさらに20年延長されれば、著作権者の許諾なしに自由に利用できる作品が今までよりもさらに20年分遡ることになり翻案などの多様な利用が制限を受け死蔵作品が増える、との理由を述べ反対意見を主張している。

著作権の保護期間が延長されれば、図書館活動に何らかの影響を与えることは確かであると思われる。複写サービスに関していえば、著作権の切れた著作物を全文複写するに当たって20年分遡って加算されることにより、許諾なしには不可能となる。そのため、これまで以上に著作権者の許諾が必要となる場面が増えることが予想される。そのほかの問題としては、デジタル図書館や電子図書館の推進に大きな影響を与えることになるとと思われる。青空文庫が主張しているように、著作権が切れた著作物を許諾なしに利用することが可能だったのが、不可能となるため、こういったシステムを立ち上げている図書館は対応が必要となるだろう。

4 ネットワーク社会と図書館、著作権制度

前述したように著作物の多様に変化するに伴って図書館資料として扱うものに変化が起きている。ここで電子媒体の著作権の問題について特に図書館との関連で触れておきたい。

電子情報媒体はⅡ-4で述べた特徴を有している。また、これらの媒体は、技術の進展により大容量のデータを収録が可能となっており、その収録されている内容はテキストデータだけではなく、動画情報も含まれているものも多くなっている。これまで紙媒体が中心だった図書館資料に加えて、CD-ROMが増えてきている。これには図書館や雑誌

14)「著作権問題を考える創作者団体協議会」による意見書は、次のウェブサイトで見ることができる。<http://www.mpaj.or.jp/topics/pdf/kyoudou.pdf>

の付録としてあるものもあるが、CD-ROM だけのものもある。著作者の権利である複製権を侵害する可能性が高いことが指摘される。

また、公共図書館は、地域の情報拠点であることが求められることにより、さまざまな情報を発信していかななくてはならない。多くの公共図書館がホームページを開設しており、その内容は、自館を紹介するものからⅡ－５で触れたように電子図書館を立ち上げ公開しているものまでその用途は多様となっている。さらに、インターネット上に広がるさまざまな情報を扱うことが必要とされている。これらは図書館資料には当たらないため、原則として印刷を行う際には著作権者の許諾が必要であり前述したように法改正の要望も出されている。しかし、ホームページへの掲載がプリントアウトを前提としており、そこには一種の暗黙の許諾があり、許諾なく自由にプリントアウトできるのではないかと指摘もされている¹⁵⁾。

Ⅳ おわりに

以上、図書館における著作権の問題をまとめてみた。図書館は著作物という図書館資料を扱う施設であり、常に著作権の問題と向き合う必要がある。著作者のもつ権利とその権利の制限の間で揺れ動いているといえる。現在の状況を第Ⅲ章で述べたように、著作権の権利の強化を図る議論が盛んに行われており、今後公共図書館に対して何らかの影響があるように思われる。

このため、図書館における著作権の問題は今まで以上に複雑になると思われる。図書館が扱う図書館資料は著作物が対象であり、著作権に対する知識が常に必要とされる。日常的な業務である貸出サービスや複写サービスにおいて、常に著作権の問題への関心を持たなければならない。また新たな著作物の形態の出現により著作権の面から図書館の利用方法を作成していく必要がある。さらに地域の情報拠点としての位置づけがなされる公共図書館は、ネットワーク社会におけるさまざまな情報もまた必要とされ、その際にも著作権の問題の存在を意識せざるを得ないようになっている。

15) 名和・山本編、前掲書、44 ページ。

図書館は「これからの図書館像」の中で提言されているように、利用者に対する著作権の啓発を図る必要がある。図書館職員は、第Ⅲ章にあるように著作権の権利を強化する流れにある現在の状況下において、著作権法の改正の動きに対して公共図書館にどのような影響が生じるのか、目を配る必要があると思われる。

知的財産権を保護することは必要であるが、また、公共の利用の目的ということも大切である。これらのことを踏まえた上で図書館における著作権の問題を考えていく必要があるだろう。

<参考文献>

- ・菊池武他編『著作権法の基礎』経済産業調査会、2005年。
- ・白井亨「学習素材の提供」（関口礼子編『情報化社会の生涯学習』学文社、2005年）、133-152ページ。
- ・末廣恒夫「図書館と著作権－複写と貸出を中心に－」『情報管理』第47巻第1号、1-7ページ。
- ・名和小太郎・山本順一編『図書館と著作権』日本図書館協会、2005年。
- ・日本図書館協会著作権委員会編『図書館サービスと著作権 改訂版』日本図書館協会、2003年。